平成 15 年 1 月 27 日
区　　長　　決　　裁

葛飾区印刷物等広告掲載取扱方針

葛飾区は、「第二次葛飾区経営改革宣言」に基づき策定した「行財政改革アクションプラン」の取組項目として掲げた「印刷物等の広告掲載の推進」を実現するため、広告掲載の取扱いについて基本的な方針を定めるものとする。

1　目　的

葛飾区が作成する印刷物等に有料広告を掲載することにより、区財政収入に寄与するとともに、併せて区民への生活情報の提供に資することを目的とする。

2　広告の制限

掲載できる広告は、区民生活に関連するものであって、次の(1)から(4)のいずれにも該当しないものでなければならない。

(1)印刷物等の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
(2)公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
(3)政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
(4)その他葛飾区が掲載する広告として適当でないと認められるもの

3　対象印刷物

印刷物の発行主管課は、印刷物等の発行又は使用の目的に支障を及ぼさない範囲において、当面、次の(1)から(4)のいずれかの基準に該当するものを対象として広告の掲載を検討するものとする。

(1)1 回当たりの発行部数が 5,000 部以上の刊行物
(2)1 回当たりの発行部数が 100,000 部以上の封筒
(3)1 回当たりの発行部数が 100,000 部以上のパンフレット、チラシ等
(4)その他広告を掲載することが適当と認められるもの

4　掲載希望者の決定

掲載希望者については、政策経営部広報課が広報紙等により広く募集し、本方針に基づき、政策経営部長、企画課長、広報課長、経理課長、副収入役及び広告掲載印刷物の発行主管課長で構成する広告掲載選定委員会(以下「選定委員会」という。)において総合的に審査し決定するものとする。

5　広告の掲載順位

　　掲載する広告の掲載順位は、次のとおりとする。

(1)第 1 順位　国、地方公共団体及び公共的団体

(2)第 2 順位　私企業のうち、公共的性格のある企業で区内に事業所等を有するもの

(3)第 3 順位　第 1 順位及び第 2 順位に掲げるもの以外の私企業及び自営業

6　広告掲載料の決定

　広告掲載料は、印刷物の種類・発行部数・広告の大きさ・発行経費等を総合的に勘案して、広告を掲載する印刷物ごとに定めるものとする。

7　広告を掲載した封筒等の受入れ

　広告を掲載した封筒等の寄贈の申し入れがあった場合において、当該封筒等に掲載される広告が、2 の制限に該当しない場合は、寄贈を受けることができる。

8　事務分担

(1)広報課は、掲載広告の募集及び選定委員会の運用に関する事務を所管する。

(2)広告掲載印刷物の発行主管課は、(1)以外の広告掲載に関する事務を所管する。

(3)本方針について疑義が生じた場合には、企画課が調整する。

9　その他

　平成 15 年度については試行実施とする。また、印刷物以外の媒体についての広告掲載については、印刷物の広告掲載の実施状況を踏まえながら検討し、可能なものから実施していくものとする。

　なお、この取扱方針に定めるもののほか、印刷物等への広告掲載について必要な事項は、政策経営部長が別に定める。